

がん原性物質（結晶質シリカ）含有商品の取り扱いについて

2022 年 5 月 31 日に厚生労働省より公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理義務が定められました（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）。

また、同年 12 月 26 日に厚生労働省より「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づき、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示され、2023 年 4 月 1 日から適用されています（厚生労働省告示第 371 号）。

リスクアセスメント対象物のうち、2021 年 3 月 31 日までに国が行った化学物質の有害性分類（GHS 分類）の結果、発がん性が区分 1 に該当するものが「がん原性物質」の対象となります。

2023 年 4 月 1 日施行より、がん原性物質を臨時に取り扱う場合を除き、がん原性物質の製造・取り扱う業務に従事する労働者の作業記録を、30 年間保存することが義務付けられています。（労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項〔令和 4 年告示当時〕。令和 6 年 4 月 1 日以降は、第 577 条の 2 第 11 項）

また、2024 年 4 月 1 日施行より、がん原性物質の製造・取り扱いに常時従事する労働者については、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは医師等が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることが義務付けられています。（労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項）

該当商品のお取り扱いにつきましては、お手数ではありますが、作業環境の安全確保および法令遵守の観点から、必要に応じて作業記録の保存や健康診断の実施を労働安全衛生規則に基づきご検討いただけますようお願い申し上げます。

<弊社対象商品>

- ケイカライト-MG
- 耐火仕切板 25
- 耐火仕切板 40
- イチジカン PK25 キット
- イチジカン PK40 キット
- PKM 工法キット

規制に関する詳細は、厚生労働省ホームページ（下記 URL）をご参照ください。

・『労働安全衛生規則に基づき作業記録等の 30 年間保存が必要ながん原性物質を定める告示』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

・『資料 5 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働大臣告示）について（報告）』（令和 6 年 4 月 1 日以降は、第 577 条の 2 第 11 項）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29764.html

以上